

令和3年3月11日	
資料提供	
担当課	県民生活課
担当者	嶮口・久保
電話	073-441-2350(直通) 2350(内線)

「和歌山県再犯防止推進計画（案）」に対する 県民意見募集（パブリックコメント）を実施します。

県では、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行）に基づき、犯罪をした者等が二度と犯罪を犯すことがないように社会復帰へとつなぐため、「和歌山県再犯防止推進計画」の素案を取りまとめました。犯罪をした者等だけでなく、誰一人として地域社会の中で孤立させることなく社会復帰へとつなぐことができるよう、基本方針や現状と課題に対する支援施策の方向などを記載しております。

この計画案に対して、県民の皆様から広くご意見を募集します。

1 ご意見の募集期間

令和3年3月11日（木）～令和3年3月31日（水）まで

※本計画については令和3年度当初から実施する必要があるため。

2 計画案の入手・閲覧方法

次の方法により「和歌山県再犯防止推進計画（案）」をご覧いただけます。

- (1) 和歌山県ホームページ
- (2) 県の機関での閲覧 県情報公開コーナー（県庁本館2階）、県民生活課（県庁本館2階）、各振興局地域振興部総務県民課

3 ご意見の提出方法

- ・ 様式の指定はありません。
- ・ 郵便、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法で提出してください。
 - (1) 郵 送：〒640-8585 和歌山県県民生活課あて（住所の記載は不要です）
 - (2) ファクシミリ：073-433-1771
 - (3) 電子メール：e0313001@pref.wakayama.lg.jp

*口頭や電話での受付はできませんので、ご了承ください。

4 頂いたご意見の取扱

- (1) ご意見を頂いた個人及び団体等に関する情報は公表しません。
- (2) 類似のご意見を取りまとめ、県の考え方とともにホームページで一定期間公表します。
個々のご意見に個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- (3) 寄せられたご意見については、計画策定の参考とさせていただきますが、必ずしもご意見が反映されるとは限りません。

5 お問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県県民生活課生活安全班

電話番号：073-441-2350

ファクシミリ：073-433-1771

電子メール：e0313001@pref.wakayama.lg.jp